なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成22年２月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、工事用車両による騒音については、一部地域で環境基準を超えると予測されていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、工事用車両台数の平準化等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業区域内及びその周辺において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等が確認されている。オオタカ及びサシバについては、営巣地が本件事業区域から離れていることなどから、影響は小さいとされているが、起業者は、今後もモニタリング調査を継続することとしている。クマタカについては、営巣は確認されておらず、生息環境が周辺に広く残存することなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウチョウラン、キンラン等が確認されているが、起業者は、工事による改変区域で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件事業区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、那賀川の氾濫による洪水被害の軽減を目的として、既設の長安口ダムについて、洪水調節容量を現行の1,096万㎥から1,200万㎥とするに当たり、洪水調節に必要な放流能力を増強するためにゲートの新設等の改造工事を行うものであり、本件事業の事業計画は、洪水調節に必要な放流能力を確保するうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施行方法については、既設ダムの堤体にゲートを新設する案（以下「申請案」という。）、既設ゲートを改造する案及びトンネル洪水吐きを新設する案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は貯水池を運用しながら施工可能であり施工期間が短く、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、那賀川流域では頻繁に洪水被害が発生していることなどから、那賀川流域の洪水被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、徳島県知事、那賀町長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　徳島県那賀郡那賀町役場上那賀支所

## ○港湾保安庁告示第百三十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年五月三十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人防災科学技術研究所

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四三度七分九秒東経一四五度四分三二秒、北緯四三度五分東経一四五度五分、北緯四三度二三分東経一四六度四〇分、北緯四三度一七分五六秒東経一四五度四〇分、北緯四三度一四分東経一四五度三四分三〇秒、北緯四三度七分九秒東経一四五度四分三二秒を結ぶ線及び北緯四三度五分東経一四五度四分三二秒、北緯四三度七分四八秒東経一四五度二分四九秒、北緯四三度五分東経一四五度二分四九秒、北緯四三度四分東経一四五度三分四八秒、北緯四三度二分東経一四五度三分四八秒、北緯四三度一分東経一四五度三分四八秒、北緯四三度〇分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度五九分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度五八分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度五七分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度五六分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度五五分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度五四分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度五三分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度五二分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度五一分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度五〇分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度四九分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度四八分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度四七分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度四六分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度四五分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度四四分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度四三分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度四二分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度四一分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度四〇分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度三九分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度三八分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度三七分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度三六分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度三五分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度三四分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度三三分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度三二分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度三一分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度三〇分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度二九分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度二八分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度二七分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度二六分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度二五分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度二四分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度二三分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度二二分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度二一分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度二〇分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度一九分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度一八分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度一七分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度一六分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度一五分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度一四分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度一三分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度一二分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度一一分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度一〇分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度九分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度八分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度七分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度六分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度五分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度四分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度三分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度二分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度一分東経一四五度三分四八秒、北緯四二度〇分東経一四五度三分四八秒を結ぶ線及び北緯四二度七分東経一四五度四分三二秒、北緯四二度七分東経一四五度四分三二秒を結ぶ線並びに陸岸により囲まれた海域

ロ　期間　平成二十四年六月一日から平成二十四年十月三十一日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査、反射法地震探査による地下構造調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　第一管区水路通報第二十号（平成二十四年六月一日発行）、一管区水路通報第二十二号（平成二十四年六月十五日発行）、一管区水路通報第二十五号（平成二十四年七月六日発行）、一管区水路通報第二十六号（平成二十四年七月十三日発行）、一管区水路通報第三十五号（平成二十四年九月十四日発行）、二管区水路通報第二十一号（平成二十四年六月一日発行）、三管区水路通報第二十号（平成二十四年五月二十五日発行）

## ○環境省告示第九十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五条第四号及び第二十条第四号の規定に基づき、廃棄物の由来放射性物質につての放射能濃度の測定方法（平成二十三年環境省告示第百七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年五月三十一日

環境大臣　細野　豪志

別表に次のように加える。

３　$LaBr_3$（Ce）シンチレーションスペクトロメータ